

(一社) 八尾市薬剤師会地域医療委員会内規

1 章 会 員

1. (一社) 八尾市薬剤師会の会員であること

2 章 八尾市介護認定審査委員

1. (一社) 八尾市薬剤師会の正会員であること
2. (一社) 大阪府薬剤師会会員であること

委嘱期間

3. 委嘱期間は八尾市が定める期間とする。(2年間)

出席

4. 原則、審査会を欠席することは認められない。(※1)

雇用主の承諾

5. 勤務薬剤師(正社員)は、雇用主の承諾を必要とする。

推薦

6. 委員長は毎年11月末までに推薦者名簿を理事会に提出し理事会の承認を得ること。

会費

7. 八尾市介護認定審査委員として推薦を受けた年度より会費(年2,000円)を支払う。
8. 認定審査委員として推薦を受けた会員であっても合議体に属しない場合は、会費は発生しない。

研修会

9. 新規従事希望者は、地域医療研修会※2)を受講すること。
また【大阪府開催の介護認定審査委員研修会(※3)】にも参加すること(初回のみ)。
これらの条件を満たさない場合は推薦を取り消されることがある
10. 当薬剤師会主催の学術研修会等にも積極的に参加すること。

行事及び事業への参加

11. 総会、八尾市三師会主催の健康展やその他 当薬剤師会の事業へ積極的に参加すること

合議体への配属について

12. 八尾市認定審査委員として推薦を受けたものは 各合議体に配属される。 但し、八尾市介護認定審査委員として出務できる人数に制限があり 席が空くまで待機することがある。合議体への配属は1人1合議体とする

定年制について

1. 八尾市介護認定審査委員として（一社）八尾市薬剤師会の推薦を受けた会員は 70 歳を持って定年としその年度の3月31日をもって勇退を決定するものとする。

3 章 お薬の講演（お薬の出前講座）の講師

1.正会員であること。

出務報告書の提出

2.講演の講師を務め終えた者は できるだけ速やかに講演内容 参加者数 感想等を記載した報告書を提出すること。

報酬

3.講演の講師を務めた者は薬剤師会から 5000 円の報酬を得ることが出来る。但し依頼者側から 5000 円以下の謝礼（現金）を得た場合は 5000 円との差額を報酬として会から得ることとする。また 5000 円以上の謝礼を依頼者側から得た場合は会からの報酬は発生しない。

4 章 地域ケアケース会議

- 1.正会員優先(正会員がいないときは準会員でも可)
2. 5つの圏域に於いて 各地域在住または勤務している会員がそれぞれの圏域の担当者になることが望ましい
- 3.各圏域においてその圏域での希望者が多いときは その圏域に限り少なくとも1人は新規の人と交代すること。(新たにメンバーになりたい人がいない場合はメンバーの入れ替えをしなくてもよい。)

定員

- 4.各ブロック 3名ずつ担当(希望者が定員に達しないときは2名でも可)

報酬

5.無報酬 但し実費弁償は有り

定年制

6.地域ケアケース会議の担当者は75歳を持って定年としその年度の3月31日で勇退を決定するものとする。

推薦の基準

- 7.全会議(年6回)に出席できるひと(やむを得ない事情の場合を除く)
- 8.薬剤師会の例会、研修会に60%以上出席可能な人。【例えば1年度内(4月～翌年3月迄)に11回の例会・研修会があった場合7回以上の出席が必要となる。】
- 9.他の地域貢献事業にも積極的に参加できる人
- 10.出席依頼FAXを受信したら必ず出席か欠席かを記載して薬剤師会へFAXできる人(薬剤師会から各ブロックの事務局に出欠の連絡を行います。FAXが出来ない場合要相談)

5章 内規の変更について

1. この内規の変更は 理事会の 意見を取り入れ 且つ 理事会の承認を 得るものとする。

6章 付則

1.第2章4(※1) やむを得ず欠席するときは 代わりの委員を自ら選び その旨を薬剤師会に連絡するか、もしくは代わりの委員の選定を薬剤師会に依頼し、地域医療委員会長が代わりの委員を決める。いずれの場合も 薬剤師会事務局より 八尾市の介護認定審査会担当職員に連絡をいれ 薬剤師会からの 欠員がでないように努める。

2.第2章9(※2) 地域医療研修会とは 当会が開催する地域医療研修会の事である

3.第2章9(※3)大阪府介護認定審査委員研修会が開催されない時はこの条件を必要としない。

平成 24 年 1 月 15 日改正

平成 24 年 4 月 1 日施行

令和 4 年 3 月 13 日改正

令和 4 年 4 月 1 日施行